

学生 各位

前田キャンパスにおける 無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行について(お知らせ)

標記について、航空法第132条第2項において前田キャンパス全域は国土交通省が定める無人航空機等(以下、ドローン)の飛行禁止空域として指定されていることから、国土交通省の許可なくドローンを飛行させることが出来ません。

つきましては、前田キャンパス内において研究・実験等でドローンを飛行させる必要がある場合は、管財課が取りまとめて申請を行いますので、下記のとおり書類の提出をお願いいたします。

なお、屋内(体育館等)の飛行については規制対象外ですので、申請は不要です。

記

- 1 書類配付 申請希望者は、6月30日(火)までに管財課までお申し出ください。
(次項様式の電子ファイルをメールにて配付します)
- 2 提出書類 (1)無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書(様式2)
(2)無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書(様式3)
(3)無人航空機の追加基準への適合性(別添資料4)
(4)無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性(別添資料6)
(5)無人航空機 操縦者の過去の飛行実績(本学様式)
- 3 提出期日 2020年7月3日(金)
- 4 提出先 管財課(各事務室への提出可)
- 5 その他 申請について質問等がありましたら、管財課までお問い合わせください。
(TEL:688-2374 メール: kanri@hus.ac.jp)

以上